

調査委託契約書（案）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」と
いう。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる調査項目に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙
に委託し、乙はこれを受託する。

調査項目「インドネシアにおけるコークス需給等調査」

（契約金額等）

第2条 甲は、次に掲げる契約金額（以下「契約金額」という。）の限度内におい
て、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

契約金額 ￥

（うち消費税額及び地方消費税額 ￥ ）

（委託期間）

第3条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。

委託期間 平成21年 月 日から平成22年3月19日まで

（委託業務の実施）

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が平成15年10月1日
（平成21年3月10日改正）に定めた調査委託契約約款（以下「約款」という。）
及び約款に附帯される特別約款に定めるところに従って委託業務を実施しなけれ
ばならない。

2 前項の規定による特別約款は、次のとおりとする。

なし

（実施計画書）

第5条 委託業務の目的、内容、主たる実施場所及び実施に要する経費の内訳等は、
別添委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約において、乙に対し、契約保証金を全額免除する。

(不正行為等に対する措置)

第7条 乙が、約款第21条第1項第3号に規定する行為を行ったときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第8条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年〇月〇〇日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 村 田 成 二

乙